

栽培要件を満たさない近江米「きらみずき」の混入にかかる再発防止策について

令和 8 年(2026年)7月22日
滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

1 事案の概要

(株)パールライス滋賀(以下「パールライス」という。)が、3月中旬から5月下旬までに販売した近江米「きらみずき^{※1}」の原料玄米の一部に、「きらみずき」の栽培要件を満たさない米が混入したという事案が、5月29日に判明しました。

今回、事案に至った原因を関係者から聴取り、再発防止策をとりまとめましたので、お知らせします。

※1 「きらみずき」:滋賀県が育成した米の品種。栽培方法を、栽培期間中に化学肥料(窒素成分)、殺虫・殺菌剤を使用しない栽培またはオーガニック栽培に限定。

2 発生経緯

水稻の種子生産者が、種子用として栽培した「きらみずき」を、一般の米として東びわこ農業協同組合(以下「JA」という。)に出荷され、JA 倉庫で分けけて保管されていたが、別の倉庫に移送した後、JA 担当者が栽培方法を限定した「きらみずき」であると誤認し、パールライスに誤って出荷した(2月4日、4月2日の2回)。

パールライスへの 出荷日	「きらみずき」 出荷数量 ^{※2}	左記のうち、栽培要件を満たさない 「きらみずき」の数量
令和 8 年 2 月 4 日	13.5トン	1.8トン
令和 8 年 4 月 2 日	13.5トン	6.3トン

※2 このうち、パールライスが精米・販売したのは 16.4 トン。

パールライスでは、原料玄米の仕入れにあたって、納品伝票で品種や数量等を確認し、抽出で個々の原料玄米袋の表示内容を確認されており、その抽出確認で、栽培要件を満たさない「きらみずき」であることが判明した。

3 発生原因

(1) 米袋の表示内容の不備

栽培要件を満たさない「きらみずき」が収納された米袋(フレキシブルコンテナ^{※3})に、栽培要件を識別できる情報が表示できていなかった。

※3 約1トンの玄米を収納できる大型の袋。

(2) 栽培要件を満たさない「きらみずき」の取扱に関する情報共有の不足

JA 内において、栽培要件を満たさない「きらみずき」があることやその取扱についての情報が共有できていなかった。

(3) 電算システムの数量と在庫数量との突合・確認の不徹底

電算システムでは、要件を満たさない「きらみずき」を「通常米」と区分して登録していたが、在庫数量との突合・確認が十分に行われていなかった。

4 JAにおける再発防止策

- (1) 通常の米袋とは異なる袋を使用するとともに、フレキシブルコンテナにおいては、検査証明書をピンク色に変更することや、「基準外きらみずき」と朱書きした表示票を貼付し、外観から容易に識別できるようにする。
- (2) 出荷された「きらみずき」が栽培要件を満たさないものである場合は、専用のスペースに隔離して保管した上で、速やかにパールライス滋賀のみに販売する。なお、パールライス滋賀では、「きらみずき」として精米・販売しないよう管理する。
- (3) 電算システムの数量と在庫の数量の突合・確認を徹底する。
- (4) 出荷や検品、電算処理を行う JA の関係職員に対し、保管管理等の注意喚起と研修を実施する。

5 県における対応

JA 東びわこ、全農しが、パールライス滋賀等に対し、再発防止策の周知・徹底の強化を促すとともに、市町、JA、米集荷業者等の関係者を対象とした会議を7月 22 日に開催し、事案の共有と再発防止策の徹底を図る。